

公立大学法人都留文科大学
令和 4 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果書
【事業年度評価】

令和 5 年 8 月 29 日
都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	3
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	3
(2)	大項目ごとの状況	6
1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
2	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
3	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
5	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
6	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するた めにとるべき措置	15
7	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	16
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	18
VIII	法人に対する勧告	18
IX	項目別評価結果総括表	18

公立大学法人都留文科大学の令和4事業年度に係る業務の実績に関する評価結果

I 評価実施の根拠法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項

II 評価の対象

令和4年度における法人の中期計画（令和3年3月31日認可、計画期間：令和3年度～令和8年度）の進捗状況

III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学（以下「大学」という。）の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏 名	役 職 等	
原 護	委 員 長	Moore みらい監査法人 監事
村 田 俊 也	職務代理	公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事
谷 内 満		早稲田大学名誉教授
小 俣 政 英		都留市商工会 会長
青 山 伸 一		青山公認会計士事務所 代表

V 評価を実施した時期

令和5年7月4日～令和5年8月29日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日
都留市公立大学法人評価委員会決定、平成 28 年 6 月 22 日、平成 30 年 6 月 25 日、令和
3 年 12 月 20 日一部改正）

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

【最小単位別評価】			⇒ 積上	【大項目別評価】		⇒ 積上	【全体評価（総合的な評定）】	
評価基準	判断の目安			評価基準	判断の目安		評価基準	判断の目安
	数値目標	制度整備 目標			大項目内の最小 単位別評価の評 定平均			大項目内の最小 単位別評価の評 定平均をそれぞれ 各大項目のウェ イトで乗じて得 た数値の合計値
5 年度計画を十二分に達成	120%以上	制度が模範的機能を発揮		s 中期計画の進捗は優れて順調	4.3 以上		S 中期計画の進捗は優れて順調	4.3 以上
4 年度計画を十分達成	100%以上 120%未満	制度が実際に機能を発揮		a 中期計画の進捗は順調	3.5 以上 4.2 以下		A 中期計画の進捗は順調	3.5 以上 4.2 以下
【標準】 3 年度計画を概ね達成	90%以上～100%未満	制度整備済		b 【標準】 中期計画の進捗は概ね順調	2.7 以上 3.4 以下		B 【標準】 中期計画の進捗は概ね順調	2.7 以上 3.4 以下
2 年度計画はやや未達成	70%以上～90%未満	検討段階		c 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9 以上 2.6 以下		C 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9 以上 2.6 以下
1 年度計画は未達成	70%未満	取組なし		d 中期計画の進捗は遅れている	1.8 以下		D 中期計画の進捗は遅れている	1.8 以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1) 年度計画が掲げる数値目標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2) 年度計画が「〇〇について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。
- (3) 最小単位別評価の評点うち 3 以上の評点の占める割合が 90%未満の場合は、一段階下げも可とする。

4 評価実施の経過

6 月 27 日	法人から業務実績報告書の提出
7 月 4 日～ 7 月 20 日	実績報告に基づく評価委員の事前評価
8 月 8 日	評価委員会開催
8 月 29 日	法人への評価結果書の提示

VII 評価の結果

1 総合的な評価

評価	評価基準
A	中期計画の進捗は順調

【理 由】

法人の自己評価による総合的な評価は、「中期計画の進捗は順調」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、順調に推移しており評価委員会の総合評価は、法人の自己評価とおりとすることが妥当であると判断した。

2 評価概要

(1) 全体的な状況

世界的な流行により人々の生活に多大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症について、本国においても令和5年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において2類感染症から5類感染症に位置付けられ、コロナ禍以前の生活に戻りつつある。複数年度にわたる新型コロナウイルス感染症への感染対策は大変な労苦であったと思料するとともに、前例のない中で対応に当たられた教職員には、健全な大学運営の舵取りはもとより学生の安全・安心に向けて尽力いただいたことに、改めて感謝申し上げます。

令和4年度の事業評価については、第3期中期目標の2年目の評価となり、目標達成に向けて事業運営を着実に推進していくための重要なものとなる。先に述べたような新型コ

コロナウイルス感染症の影響も考慮した上で、以下、第3期中期目標の4つの基本目標である「教員養成系大学としてのブランドの強化」、「地域を創りグローバル化を支える人材の育成」、「『教育首都つる』推進に向けた地域貢献」、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」に着目し、評価の概要を記す。

まず、「教員養成系大学としてのブランドの強化」については、オンラインも活用した高校訪問、大学説明会、出前講座などを積極的に実施するとともに、効率的な試験運営の見直しを通じて入学者志願者数の増加を目指した取り組みを行っている。今後も、デジタル技術等の活用による広報活動や他大学の動向や社会全体の情勢も考慮した試験運営の実施等により入学志願者数を確保し、大学のブランド強化における一層の充実を図っていただきたい。あわせて、旧南都留合同庁舎の新棟整備事業については、工期内に2期工事を終え、令和5年度から供用開始となったことを受け、学生・教員はもちろん、地域住民にも利用される交流及びアイデア創出の場としてPRし、活用を図っていただきたい。

次に、「地域を創りグローバル化を支える人材の育成」については、新たに外国の複数大学との協定を締結いただくとともに、留学生の受け入れについても大幅に上回る形で目標を達成いただいた。新型コロナウイルス感染症の影響により取り組みが困難な面もあったグローバル化について、諸外国との教育上の交流や外国人研究者・留学生の積極的な受け入れ等、引き続き尽力いただきたい。

次に、「『教育首都つる』推進に向けた地域貢献」については、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意したうえで、市民公開講座や子ども公開講座を計画通り実施したほか、令和4年度より新たに開始された都留市民大学「シリウスカレッジ」に教員を派遣し講座を開講するなど、地域貢献活動を積極的に図っているといえる。また、都留市が取り組む「生涯活躍のまち・つる」事業においても、大学連携施設の基本計画が策定されたことを受け、令和7年度の供用開始に向けた計画的な整備を引き続き行っていただきたい。

次に、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」については、少子化の影響により大学進学者数が減少局面に転じつつある中で、これまで以上に効果的かつ効率的な大学経営が求められている。教育研究活動等の活性化を図るための教職員への適切な人事評価システムの

構築やA I ・ R P Aの導入等による事務処理の合理化・効率化を推進していただきたい。

最後に、都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」では、大学の役割として、「市や市民等と連携、協働する中で、大学はその知的資源を活用し、教育首都を目指したまちづくりに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めること」としている。このことを踏まえ、大学は、地域課題に対して積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元することが命題であることを認識し、より個性的で魅力的な、学生と市民に愛される大学を目指していただきたい。

本年4月に新学長を迎え新たな体制となり、今後も第3期中期目標・中期計画の達成に向けて、理事長、学長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって取り組み、都留文科大学がさらなる発展を迎えることを期待する。

(2) 大項目ごとの状況

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.5」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.5	5 点	10	18.5%
	4 点	20	37.0%
	3 点	13	24.1%
	2 点	10	18.5%
	1 点	1	1.9%
	合計	54	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 教育に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・学期ごとにGPAの可視化を行い、成績が不振の学生に対して必要な指導等のケアを教員や事務職員が連携して行っていることは評価できる。【11】

・語学研修・留学プログラムの充実やSNS等による情報発信、「国際共修科目」が令和6年度から開設されることは評価できる。今後もより多くの学生に海外経験の機会を提供できるよう努めていただきたい。【16】

(改善点、特記事項等)

・入学志願者の確保については、志願者の利便性や大学運営の合理化等を考慮し、高校との関係強化や適正な試験会場の配置をさらに検討し、入学志願者の確保に努めていただきたい。【6】

・W o r d 講座等、社会人の基本能力を習得するための各種講座については、周知方法や受講しやすい環境づくりを検討し、受講率の向上に努めていただきたい。【13】

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・新棟整備については工期内に完成した点は評価できる。今後は整備した施設において学生や教員、地域住民の交流の場としての更に活用されることを期待する。【24】

(改善点、特記事項等)

・大学附属図書館学習室・研究スペースについて、利用件数の増加に向けて学生に対する周知等に努めていただきたい。【25】

・開講科目の授業評価アンケートの実施について、教員・学生の双方に対する回答を促すための施策の実施やアンケートへの回答の必須化を検討し、回答率を向上させ、その結果を授業等の質の改善につなげていただきたい。【28】

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・企業とのマッチングについて、説明会を様々な手法で開催し学生が参加しやすいよう努めた点は評価できる。【38】

・100 円朝食等による学生の健全な食生活の支援について、概ね当初予定していた提供数を達成した点、また、高等教育の修学支援新制度の利用学生への無料食券の配布や保健センターによる食生活に関する指導をあわせて実施した点は評価できる。【45】

(改善点、特記事項等)

・市内企業への就職に向けた関係機関との連携について、都留市商工会をはじめとする他の関係機関との連携についても検討を行うとともに、就職面接会の実施だけではなく、最終的に学生の市内企業への就職につながるよう継続的なフォローを実施していただきたい。【39】

第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.9」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.9	5 点	3	42.9%
	4 点	2	28.6%
	3 点	1	14.3%
	2 点	0	0.0%
	1 点	1	14.3%
	合計	7	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・機関リポジトリへの登録数について目標を達成している点は評価できる。【46】
- ・学術研究費等交付金対象研究公開率が 100%を達成している点は評価できる。【48】

(改善点、特記事項等)

- ・なし

2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・学術研究費等交付金の交付率 100%であり、かつ多くの教員が活用している点は評価できる。【50】

(改善点、特記事項等)

- ・科学研究費の申請支援対策の強化について、大学の質的向上につながる施策であり、応募者数の増加や採択率の向上に努めていただきたい。【51】 【52】 (再掲)

第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「4.0」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
4.0	5 点	8	29.6%
	4 点	11	40.7%
	3 点	8	29.6%
	2 点	0	0.0%
	1 点	0	0.0%
	合計	27	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・積極的な情報発信について、「フィールド・ノート」や「ニュースレター」等のデジタル化によるホームページでの公開並びに市内小中学校や市役所窓口及び卒業生・新入生への配布を実施している点は評価できる。【56】
- ・都留市及び市内に所在する他の高等教育機関と連携し、市民大学「シリウスカレッジ」の講座に複数名の教員を講師として派遣した結果、市民に質の高い講座メニューを提供している点は評価できる。【59】
- ・都留文科大学附属小学校の教育課程特例校事業への協力として、地域の小学生への特別講義等を通じた地域貢献を図っている点は評価できる。【61】
- ・放課後子ども教室の学生ボランティアの登録者数が目標を大幅に上回っている点は評価できる。【62】

・「生涯活躍のまち・つる」事業の大学連携施設について、基本計画を策定した点は評価できる。今後も計画に基づき実施設計及び施工を行い、令和7年度の供用開始に向けて事業を進めていただきたい。【65】

(改善点、特記事項等)

・なし

2 国際化に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・交換留学等の協定校について、複数の海外大学と協定を締結した点は評価できる。

【67】

・交換・指定校受入留学生数について、目標を大きく上回る数の交換留学生を受け入れた点は評価できる。【70】

(改善点、特記事項等)

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、研究計画の立案がしにくい状況にあった国際共同研究については、今後の研究の再開に向けた方策を検討し、教員に活用を促すよう努めていただきたい。【73】

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.1」であり、「b評価」の判断目安である「2.7以上3.4以下」の範囲内であるため、b評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.1	5点	2	10.5%
	4点	4	21.1%
	3点	8	42.1%
	2点	4	21.1%
	1点	1	5.3%
	合計	19	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・監査内容等の見直しについて、大学監査協会への入会により提供のあった監事監査基準や監査マニュアルを監査の参考としていく点については評価できる。内部監査機能を充実させるための取り組みを引き続き実施していただきたい。【79】

(改善点、特記事項等)

・教員の昇給制度の見直しにあたり、教員業績評価システムの構築を目指して対応いただきたい。【77】

2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・計画的な職員採用を実施するとともに、若手職員を対象とした研修を実施した点については評価できる。【81】

(改善点、特記事項等)

- ・教職員の定期健康診断について、受診率及び受診結果の提出率の向上に向けて取り組んでいただきたい。【84】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・公立大学法人会計事務研修会を実施し、業務の適正化・効率化に取り組んだ点は評価できる。【87】

(改善点、特記事項等)

- ・中期目標においてはA I ・ R P Aの導入により、事務処理の効率化・合理化を推進することを掲げている。今後も調査・研究や導入の検討の上、事務の効率化・合理化を推進していただきたい。(全体)

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.4」であり、「b 評価」の判断目安である「2.7 以上 3.4 以下」の範囲内であるため、b 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.4	5 点	1	14.3%
	4 点	3	42.9%
	3 点	2	28.6%
	2 点	0	0.0%
	1 点	1	14.3%
	合計	7	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・授業料について、他大学の状況等を分析し令和6年度からの改定を行うことについては持続可能な大学経営の点から評価できる。また、寄付金についても都留市のふるさと納税事業と連携した仕組みを創設した点は評価できる。【90】

(改善点、特記事項等)

・科学研究費の申請支援対策の強化について、応募者数の増加や採択率の向上に努めていただきたい。【88】 (再掲)

2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・省資源・省エネルギーについて、学生への意識改革のための広報活動を図るとともに、複数の業者から見積合わせを行うなどにより、一般管理費の経常費用を目標内に抑制している点は評価できる。【91】

- ・ペーパーレス化の推進について、資料配布や課題提出の際のオンラインシステムの利用により、印刷枚数の削減につながっている点は評価できる。【92】

(改善点、特記事項等)

- ・なし

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・施設の市民開放について実績が目標を上回っている点は評価できる。【93】

(改善点、特記事項等)

- ・なし

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにと
るべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.3」であり、「b 評価」の判断目安である「2.7 以上 3.4 以下」の範囲内であるため、b 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.3	5 点	0	0.0%
	4 点	1	25.0%
	3 点	3	75.0%
	2 点	0	0.0%
	1 点	0	0.0%
	合計	4	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・自己点検・評価について、その方向性が決定した点、また、外部アセスメントテストを令和5年度以降に実施することになった点は評価できる。【94】

(改善点、特記事項等)

- ・なし

2 情報公開や情報発信等の推進に係る目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・オープンキャンパスについて、志願者のニーズに対応するため、春季にも開催した点は評価できる。引き続き、広くPRを図っていただきたい。【96】

(改善点、特記事項等)

- ・なし

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.2」であり、「b 評価」の判断目安である「2.7 以上 3.4 以下」の範囲内であるため、b 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.2	5 点	4	20.0%
	4 点	4	20.0%
	3 点	5	25.0%
	2 点	5	25.0%
	1 点	2	10.0%
	合計	20	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・新棟整備については工期内に完成した点は評価できる。今後は整備した施設において学生や教員、地域住民の交流の場としての更なる活用に期待する。【97】(再掲)

(改善点、特記事項等)

・なし

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・安全なキャンパス環境の維持について、個別施設計画に基づき、各施設の工事が計画的に完了した点は評価できる【101】

(改善点、特記事項等)

・大学のセーフスクールの実現について、都留市との連携や他の教育機関の取り組みを踏まえた具体的な事業実施に向けた取り組みを開始していただきたい。【104】

3 コンプライアンスの強化等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・研究費の不正使用の防止について、マニュアル及びハンドブックを教員等の関係者に配布し、研究費の執行や会計ルールの周知に努めた点は評価できる。【107】

(改善点、特記事項等)

・コンプライアンスの強化について、大学教職員を対象としたコンプライアンスの研修の実施及びコンプライアンス強化を徹底するための体制を早急に整備するとともに、より高度なコンプライアンス研修の実施について検討していただきたい。【106】

・個人情報の保護について、法の改正に伴う現行規程の見直しを公大協が示す手順等を確認したうえで、できる限り早期の規程改正を行っていただきたい。【108】

・ハラスメントの防止について、教職員および学生のハラスメント防止に関する指針の策定に向けて早急に調整を進めていただきたい。【109】

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・新棟に導入する情報機器・OA機器について、環境に配慮した機器を選定し、導入した点は評価できる。【111】

・SDGsの推進について、新カリキュラム案を作成した点は評価できる。今後は新カリキュラムの運用を通じてSDGsの取り組みをさらに推進いただきたい。【112】

(改善点、特記事項等)

・なし

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

VIII 法人に対する勧告

なし

IX 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1:「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2:「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3:「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

令和4事業年度における事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	中期計画 項目数	最小単位別 評価の対象 項目数(年 度計画項目 数)	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位 別評価の 評点平均 値	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							3点以上 の評点が 占める割 合	大項目別 評 価 (評定)	大項目 のウエ イト	備 考
			5点	4点	3点	2点	1点	計		5点	4点	3点	2点	1点	計					
			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	45	55	10	20	13	10	1	54	3.5	18.5	37.0	24.1	18.5	1.9	100.0	79.6	a	0.2		
1 教育に関する目標を達成するための措置	20	22	3	8	4	7	0	22	3.3	13.6	36.4	18.2	31.8	0.0	100.0	68.2				
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	8	11	2	0	4	3	1	10	2.9	20.0	0.0	40.0	30.0	10.0	100.0	60.0			【再掲】(【19】と同様)	
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	17	22	5	12	5	0	0	22	4.0	22.7	54.5	22.7	0.0	0.0	100.0	100.0				
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	7	9	3	2	1	0	1	7	3.9	42.9	28.6	14.3	0.0	14.3	100.0	85.7	a	0.2		
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	3	3	2	1	0	0	0	3	4.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	4	6	1	1	1	0	1	4	3.3	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	100.0	75.0			【再掲】(【19】と同様)	
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	22	27	8	11	8	0	0	27	4.0	29.6	40.7	29.6	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.15		
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	17	5	7	5	0	0	17	4.0	29.4	41.2	29.4	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 国際化に関する目標を達成するための措置	9	10	3	4	3	0	0	10	4.0	30.0	40.0	30.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	13	19	2	4	8	4	1	19	3.1	10.5	21.1	42.1	21.1	5.3	100.0	73.7	b	0.15		
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	5	6	0	2	2	2	0	6	3.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	100.0	66.7				
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	5	9	1	1	4	2	1	9	2.9	11.1	11.1	44.4	22.2	11.1	100.0	66.7				
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	4	1	1	2	0	0	4	3.8	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	7	1	3	2	0	1	7	3.4	14.3	42.9	28.6	0.0	14.3	100.0	85.7	b	0.15		
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	3	3	0	1	1	0	1	3	2.7	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	100.0	66.7				
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	2	3	1	1	1	0	0	3	4.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0				
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	1	0	1	0	0	0	1	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	4	0	1	3	0	0	4	3.3	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0	b	0.05		
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	2	2	0	1	1	0	0	2	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	2	0	0	2	0	0	2	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	16	21	4	4	5	5	2	20	3.2	20.0	20.0	25.0	25.0	10.0	100.0	65.0	b	0.10		
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	4	4	3	1	0	0	0	4	4.8	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	5	5	0	0	3	1	0	4	2.8	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	100.0	75.0			【再掲】(【19】と同様)	
3 コンプライアンス強化等に関する目標を達成するための措置	4	8	1	0	1	4	2	8	2.3	12.5	0.0	12.5	50.0	25.0	100.0	25.0				
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	3	4	0	3	1	0	0	4	3.8	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
単純合計(ウェイト非考慮)	112	142	28	45	40	19	6	138	3.5	20.3	32.6	29.0	13.8	4.3	100.0	81.9				
全体評価(総合的な評定)									3.5	22.4	32.1	29.0	9.4	7.2	100.0	83.5	A	1.00		

注:大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点は含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。

注:小数点端数により積み上げ値と合計値が一致しないことがある。